



## バス車内広告でPRしてみませんか？



しかバス車内において広告を掲出することができます。

内容は、額面広告（窓より上部）及び車内モニター投影の2種類になります。

広告内容	規格	掲載期間	広告料
額面広告	B3横版	1月単位 (最大で連続12か月)	1枠1月当たり1,000円
モニター	24インチ		15秒1口につき1月当たり 3,000円 (MP4形式)

■額面広告



■モニター広告



しかバスは、毎日運行が6便、平日運行が4便、週3日運行が3便で、鹿部駅から鹿部出張所までの乗車時間が30分程度となります。

広告掲出にご興味がありましたら、ぜひご連絡ください。

企業や商品の広告など幅広くご活用ください。お待ちしております。

※申し込み・お問い合わせ先 役場企画振興課 (Tel: 7-5297)

## 自筆証書遺言書保管制度の創設から 1周年を迎えました！

自筆で作成した遺言書を1件3,900円で法務局に保管することができる制度が昨年7月にスタートしました。函館地方法務局では、“遺言者の最終意思を確実に託す方法として活用を”と制度をPRしています。

遺言の方式には、主に公証人が関与して作成し、公証役場に保管する公正証書遺言と、自分で書いて自分で保管する自筆証書遺言があります。

自筆証書遺言は費用を要さず、遺言者本人だけで作成できるなど手軽で自由度が高い反面、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人などによって書き換えられてしまうといった「保管」についての問題点が指摘されていました。

そこで、自筆証書遺言のメリットを損なわず、保管の問題点を解消するための方策として、法務局で自筆の遺言書を補完する「自筆証書遺言書保管制度」が創設されました。

この制度を利用することで、遺言書の紛失などが防止されるほか、遺言書の存在の把握が容易となり、「遺言者の最終意思の実現」「相続手続の円滑化」が図られます。

### 《利用にあたっての留意点》

- ①法務局では遺言の内容についての相談に応ずることはできません。
- ②本制度は保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。

あなたの遺言書を  
法務局が  
お預かりします



自筆証書遺言書保管制度の  
詳細は  
法務省のホームページから



[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_0051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_0051.html)

※お問い合わせ 函館地方法務局 供託課 (Tel: 0138-23-9538)